

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏名 J&T環境株式会社

代表取締役 露口 哲男

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神谷 俊

許可の年月日 令和4年10月3日

許可の有効年月日 令和11年9月30日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 焼却（溶融）施設による中間処理
- イ メタン発酵施設による中間処理
- ウ 中和施設による中間処理
- エ 脱水施設による中間処理
- オ 油水分離施設による中間処理
- カ 埋め立てによる最終処分

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 焼却（溶融）による中間処理に係るもの
 - (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ウ) 廃油、(エ) 廃酸、(オ) 廃アルカリ
 - (カ) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、(キ) 紙くず、(ク) 木くず、
 - (ケ) 繊維くず、(コ) 動植物性残渣、(サ) ゴムくず、(シ) 金属くず、
 - (ス) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、
 - (セ) 鉱さい、(ソ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、(タ) ばいじん、
 - (チ) 処分するために処理したもの 以上17品目
- イ メタン発酵による中間処理に係るもの
 - (ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸、(エ) 廃アルカリ、(オ) 動植物性残渣 以上5品目
- ウ 中和による中間処理に係るもの
 - (ア) 廃酸 以上1品目
- エ 脱水による中間処理に係るもの
 - (ア) 汚泥 以上1品目
- オ 油水分離による中間処理に係るもの
 - (ア) 廃油 以上1品目
- カ 埋め立てに係るもの
 - (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥（無機性汚泥に限る。また水銀含有ばいじん等を含む）、
 - (ウ) 鉱さい、(エ) がれき類、(オ) ばいじん 以上5品目

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理に係る施設

所在地 千葉市中央区川崎町10番3の一部 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

WEBダウンロード版

(2) 最終処分に係る施設

所在地 千葉市中央区川崎町17番

(埋立地の面積及び埋立容量については別記2のとおり)

3. 許可の条件

別記3のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年10月1日 新規許可

令和4年10月3日 更新許可

令和5年10月10日 変更届出(保管施設の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

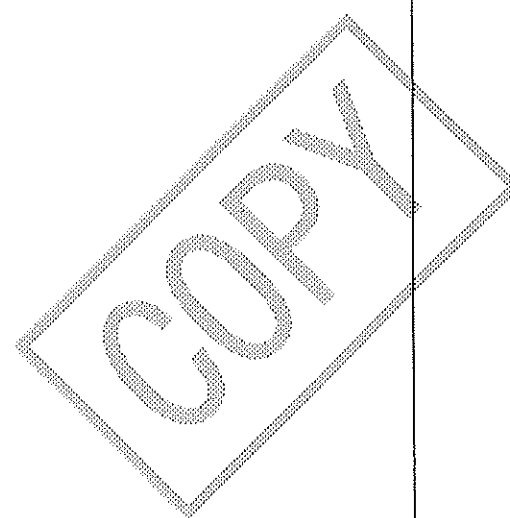
COPY

別記1 WEBダウンロード版

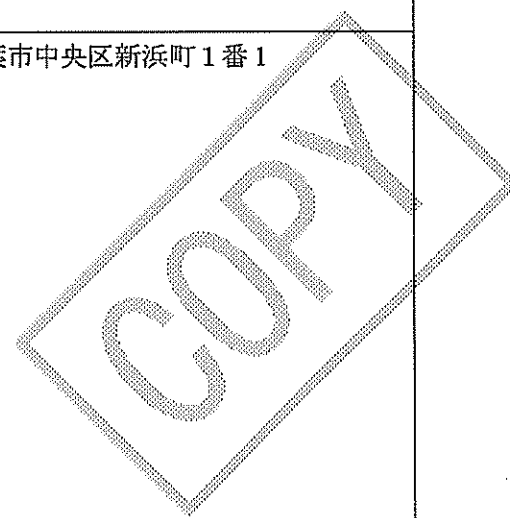
(1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。

(2) 施設の種類の、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

| 施設の種類の及び設置年月日 | 処理能力 | 数量 | 所在地 |
|---|--|----|------------------|
| 焼却(溶融)施設(ガス化改質方式) (燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの) (平成11年8月10日) (廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)) (平成25年3月26日) | 150 t / 日 | 2 | 千葉市中央区川崎町10番3の一部 |
| メタン発酵施設 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣) (平成28年10月7日) | 60 t / 日 | 1 | |
| 廃棄物保管施設(貯留槽) (廃酸) | 保管面積 7m ² 保管容量 30m ³ 保管高さ _____ 保管上限 30m ³ | 1 | |
| 廃棄物保管施設(貯留槽) (廃アルカリ) | 保管面積 7m ² 保管容量 30m ³ 保管高さ _____ 保管上限 30m ³ | 1 | |
| 廃棄物保管施設(保管庫) (燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの) | 保管面積 350.9m ² 保管容量 1043.2m ³ 保管高さ _____ 保管上限 1043.2m ³ | 1 | |
| 中和施設(次の品目は、特定有害産業廃棄物であるものを除く) (廃酸) (平成10年3月17日) | 128m ³ / 日 | 1 | |
| 廃棄物保管施設 (廃酸) | 保管面積 _____ 保管容量 100m ³ 保管高さ _____ 保管上限 100m ³ | 3 | |



| | | | | |
|--|------------------------------|---|---|----------------------------|
| 廃棄物保管施設 (廃酸) | 保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限 | ————— 40m ³ ————— 40m ³ | 1 | 千葉県中央区川崎町16番 WEBダウンロード版 |
| 廃棄物保管施設 (廃酸) | 保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限 | ————— 15m ³ ————— 15m ³ | 1 | |
| 廃棄物保管施設 (廃酸) | 保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限 | ————— 20m ³ ————— 20m ³ | 1 | |
| 脱水施設 (汚泥) (平成6年5月17日) | | 50m ³ /日 | 1 | |
| 廃棄物保管施設 (汚泥) | 保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限 | ————— 200m ³ ————— 200m ³ | 2 | |
| 油水分離施設 (廃油) (昭和51年10月25日) | | 245m ³ /日 | 1 | |
| 油水分離施設 (廃油) (昭和51年10月25日) | | 20m ³ /日 | 1 | |
| 廃棄物保管施設 (廃油) | 保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限 | ————— 350m ³ ————— 350m ³ | 1 | |
| 廃棄物保管施設 (廃油) | 保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限 | ————— 35m ³ ————— 35m ³ | 2 | |
| 脱水施設 (汚泥(無機性汚泥に限る)) (平成18年12月5日) | | 104m ³ /日 | 1 | |
| 脱水施設 (汚泥(有機性汚泥に限る)) (平成18年12月5日) | | 107m ³ /日 | 1 | |
| 廃棄物保管施設 (汚泥(無機性汚泥に限る)) | 保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限 | 13.8m ² 26.2m ³ ————— 26.2m ³ | 1 | 千葉県中央区新浜町1番1 |
| 廃棄物保管施設 (汚泥(有機性汚泥に限る)) | 保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限 | 13.8m ² 26.2m ³ ————— 26.2m ³ | 1 | |



別記2 WEBダウンロード版

最終処分に係る施設

(1) 施設の種類の種類、設置年月日、埋立面積、埋立容量及び所在地

| 施設の種類の種類 | 管理型最終処分場 | 最終処分場の所在地 | 備考 |
|----------|------------------------|--------------|----|
| 許可年月日 | 平成 6 年 1 月 2 8 日 | 千葉県中央区川崎町17番 | 1期 |
| 許可番号 | 第93-143-2-008号 | | |
| 設置年月日 | 平成 3 年 9 月 1 3 日 | | |
| 埋立面積 | 49,500 m ² | | |
| 埋立容量 | 331,200 m ³ | | |

別記3

- (1) 焼却施設で処理する動植物性残渣については、原則として、当日中に処理すること。
- (2) メタン発酵施設で処理する廃棄物については、原則として、当日中に処理すること。

